入札公告【総合評価落札方式】

(建築のためのサービスその他の技術的サービス (建設工事を除く))

次のとおり一般競争入札に付します。

平成23年 4月 7日

分任支出負担行為担当官

中部地方整備局木曽川上流河川事務所長 工藤 啓

1 業務の概要

- (1)業務名平成23年度木曽川上流河川浄化施設管理業務(電子入札対象案件)
- (2) 業務内容

本業務は、河川管理施設としてより一層良好な水環境創出を目指すために設置された長良川支川の境川河川浄化施設及び桑原川河川浄化施設の効率的な運転方法の検討を行うものである。

- (3)履行期限 契約締結日の翌日から平成24年3月26日
- (4) 入札方式等

本業務は、価格に加え、価格以外の要素も総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式で実施するものである。また、予算決算及び会計令(昭和 22 年勅令第 165 号)第 85 条の基準の基づく価格を設定する総合評価落札方式においては、予定価格が 2,000 万円を越える業務の場合には、技術提案の確実な履行の確保を厳格に評価するため、技術提案の評価項目に新たに「履行確実性」を加えて技術評価を行う。

本業務は、競争参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料及び技術提案書(以下「申請書等」という。)の資料提出及び入札を電子入札システムで行うものとする。

また、本業務は、申請書等(技術提案書は除く)を提出する際に見積書の提出を求めるものとする。

電子入札システムで使用できるICカードは、代表者又は入札・見積権限及び契約締結権限について年間委任状により委任を受けた者のICカードのみである。

なお、電子入札システムによりがたい者は、発注者の承諾を得た場合に限り紙入札方式に変えることができる。

「紙入札方式参加承諾願」については、国土交通省中部地方整備局ホームページアドレス: http://www.cbr.mlit.go.jp/ 「企業と自治体」-「入札・契約情報」-「電子入札情報」-「電子入札中部地方整備局様式」よりダウンロードすること。

この申請書の受付窓口及び受付時間は次のとおりである。

・受付窓口:国土交通省中部地方整備局木曽川上流河川事務所 経理課

〒 500 - 8801 岐阜県岐阜市忠節町 5 - 1

TEL 058-251-1322 FAX058-251-4301

まで持参により提出すること。

・受付時間:土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日の10時00分から16時00分まで。

2 競争参加資格

(1) 基本的要件

入札参加希望者は、次の1)に掲げる資格を満たしている単体企業であること。

- 1) 単体企業
- ① 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)(以下、「予決令」という。)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- ② 中部地方整備局(港湾空港関係を除く)における平成23・24年度の一般競争(指名 競争)参加資格の土木関係建設コンサルタント業務の認定を受けていなければならな い。

(会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、中部地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。)

- ③ 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(②の再認定を受けた者を除く。)でないこと。
- ④ 申請書等の提出期限の日から開札の時までの期間に中部地方整備局長から建設コン サルタント業務等に関し指名停止の措置を受けていないこと。
- ⑤ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者等又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(2)業務拠点に関する要件

愛知県内または岐阜県内に営業拠点等を有する者でなければならない。

※ 営業拠点等とは、愛知県内または岐阜県内に技術者が 1 名以上常駐する本店、 支店又は営業所等を有していることをいう。

(3) 入札参加希望者の業務実績に関する要件

入札参加希望者は、平成13年度以降に完了した以下に示す同種又は類似業務において、1件以上の実績を有していること。ただし、地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が60点未満の業務は実績として認めない。

なお、設計共同体による実績の場合、分担業務の実績を実績として認める。

同種業務:国、都道府県、政令市、特殊法人等(注1)が発注した公物管理補助業務 (注7)(河川) 類似業務:以下のいずれかの実績

- ・地方公共団体(注2)(都道府県及び政令市を除く)、地方公社(注3)、公益法人(注4)又は大規模な土木工事を行う公益民間企業(注5)が発注した公物管理補助業務(河川)
- ・国、都道府県、政令市、特殊法人等(注1)、地方公共団体(注2)、地方公社(注3)、公益法人(注4)又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した発注者支援業務(注6)、調査検討・計画策定業務(河川)、管理施設調査・運用・点検業務(河川)、土木設計業務(河川)の予備設計、詳細設計、土木工事の監理技術者の業務

なお、同種業務・類似業務の区分については、別紙-1参照。

- 注1)特殊法人等とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法 律施行令第一条に示す、関西国際空港(株)、首都高速道路(株)、中日本 高速道路(株)、成田国際空港(株)、西日本高速道路(株)、日本環境安全 事業(株)、阪神高速道路(株)、東日本高速道路(株)、本州四国連絡高速 道路(株)、日本中央競馬会、独立行政法人宇宙航空研究開発機構、独立 行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構、独立行政法人科学技術振興機 構、独立行政法人空港周辺整備機構、独立行政法人高齢・障害者雇用支 援機構、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人国立科学博物館、独 立行政法人国立高等専門学校機構、独立行政法人国立女性教育会館、独 立行政法人国立青少年教育振興機構、独立行政法人国立美術館、独立行 政法人国立文化財機構、独立行政法人雇用・能力開発機構、独立行政法 人自動車事故対策機構、独立行政法人情報通信研究機構、独立行政法人 中小企業基盤整備機構、独立行政法人鉄道建設 • 運輸施設整備支援機構、 独立行政法人都市再生機構、独立行政法人日本学生支援機構、独立行政 法人日本芸術文化振興会、独立行政法人日本原子力研究開発機構、独立 行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、独立行政法人日本スポーツ 振興センター、独立行政法人日本万国博覧会記念機構、独立行政法人水 資源機構及び独立行政法人労働者健康福祉機構(日本道路公団など同条 に規定する法人の組織改編前の法人、附則第2条から第4条に示す独立行 政法人を含む)に加え国土交通省所管のその他の独立行政法人、地方共 同法人日本下水道事業団をいう。
- 注2) 地方公共団体とは地方自治法第1条の3に規定する普通地方公共団体 (都道府県、市町村)及び特別地方公共団体(地方公共団体の組合、財産区、及び地方開発事業団)をいう。
- 注3)地方公社とは、地方道路公社法に基づく道路公社、公有地の拡大の推進に関する法律に基づき都道府県が設置した「土地開発公社」、地方住宅供給公社法に基づき都道府県が設立した「住宅供給公社」をいう。

- 注4) 公益法人とは、次のものをいう。
 - 一 公益法人とは、一般社団法人又は一般財団法人に関する法律に基づき設立された一般社団法人又は一般財団法人、及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律に基づき認定を受けた公益社団法人又は公益財団法人。
 - 二 旧民法第34条の規定により設立された社団法人又は財団法人であって、平成20年12月1日現在、現に存する法人であって、新制度の移行の登記をしていない法人(特例社団法人又は特例財団法人)。
 - 注5) 大規模な土木工事を行う公益民間企業とは、鉄道会社、空港会社、 道路会社、電力会社、ガス会社、石油備蓄会社、電気通信会社をいう。
 - 注 6)発注者支援業務とは、積算技術業務、技術審査業務及び工事監督支援業務等に該当する業務をいう。なお、業務内容については別紙-2を参照すること。
 - 注7)公物管理補助業務とは、河川巡視支援業務、河川許認可審査支援業務、堰·排水機場等管理支援業務、道路巡回業務及び道路許認可審査・ 適正化指導業務等に該当する業務をいう。なお、業務内容については 別紙-2を参照すること。
- (4) 配置予定管理技術者の資格に関する要件

配置予定管理技術者については以下に掲げる資格等のいずれかを有すること。

- ・技術士 (総合技術監理部門-建設又は建設部門又は環境部門)
- ・土木学会特別上級技術者、土木学会上級技術者又は土木学会1級技術者
- ・河川法施行規則第27条の2第1項第1号に基づく登録試験(ダム管理技士試験) に合格あるいは第2号の研修を終了した者
- ・1級土木施工管理技士
- ・RCCM または RCCM と同等の能力を有する者(※1)(技術士部門と同様の部門に限る。)
- ・河川法第77条第1項の河川監理員の経験を1年以上有する者
- ・河川又は道路関係の技術的行政経験を 25 年以上有する者 (※2)
- ・その他発注者が認めた公物管理の資格を有する者(※3)
 - ※1「RCCM と同等の能力を有する者」とは、RCCM 試験に合格しているが転職等により登録ができない立場にいる者
 - ※2「技術的行政経験」とは、国、都道府県、政令市、特殊法人等で職員として 従事したことをいう。
 - ※3「発注者が認めた公物管理の資格を有する者」とは、以下のとおり。
 - ・施設等管理推進協議会が認定した河川管理支援士
 - ※ 外国資格を有する技術者(わが国及び WTO 政府調達協定締約国その他建設市

場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。)については、あらかじめ技術士相当又は RCCM 相当との国土交通大臣認定(総合政策局建設市場整備課)を受けている必要がある。

なお、競争参加資格確認申請書等の提出期限までに当該認定を受けていない場合にも競争参加資格確認申請書等を提出することができるが、この場合、競争参加資格確認申請書等提出時に当該認定の申請書の写しを提出するものとし、当該業者が競争参加資格の認定を受けるためには競争参加資格確認結果の通知日までに大臣認定を受け、認定書の写しを提出しなければならない。

(5) 配置予定管理技術者の業務実績に関する要件

配置予定管理技術者は、平成13年度以降に完了した同種又は類似業務において1件 以上の実績を有さなければならない。ただし、業務の実績のうち地方整備局委託業務等 成績評定要領に基づく業務成績が60点未満の場合は実績として認めない。

業務実績は、受発注者の立場で行った請負業務の実績の他、関連する調査、計画、研究、企画、設計、分析、評価、著述等の具体的な業務を同種又は類似業務として認める。

同種業務:国、都道府県、政令市、特殊法人等(注1)が発注した公物管理補助業務 (注7)(河川)

類似業務:以下のいずれかの実績

- ・地方公共団体(注2)(都道府県及び政令市を除く)、地方公社(注3)、公益法人(注4)又は大規模な土木工事を行う公益民間企業(注5)が発注した公物管理補助業務(河川)
- ・国、都道府県、政令市、特殊法人等(注1)、地方公共団体(注2)、地方公社(注3)、公益法人(注4)又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した発注者支援業務(注6)、調査検討・計画策定業務(河川)、管理施設調査・運用・点検業務(河川)、土木設計業務(河川)の予備設計、詳細設計、土木工事の監理技術者の業務

なお、同種業務・類似業務の区分については、別紙-1参照。

注1) 特殊法人等とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令第一条に示す、関西国際空港(株)、首都高速道路(株)、中日本高速道路(株)、成田国際空港(株)、西日本高速道路(株)、日本環境安全事業(株)、阪神高速道路(株)、東日本高速道路(株)、本州四国連絡高速道路(株)、日本中央競馬会、独立行政法人宇宙航空研究開発機構、独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構、独立行政法人科学技術振興機構、独立行政法人空港周辺整備機構、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人国立高等専門学校機構、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立高等専門学校機構、独立行政法人国立女性教育会館、独

立行政法人国立青少年教育振興機構、独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立文化財機構、独立行政法人雇用・能力開発機構、独立行政法人自動車事故対策機構、独立行政法人情報通信研究機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人和市再生機構、独立行政法人日本学生支援機構、独立行政法人日本芸術文化振興会、独立行政法人日本原子力研究開発機構、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人日本万国博覧会記念機構、独立行政法人水資源機構及び独立行政法人労働者健康福祉機構(日本道路公団など同条に規定する法人の組織改編前の法人、附則第2条から第4条に示す独立行政法人を含む)に加え国土交通省所管のその他の独立行政法人、地方共同法人日本下水道事業団をいう。

- 注2) 地方公共団体とは地方自治法第1条の3に規定する普通地方公共団体 (都道府県、市町村)及び特別地方公共団体(地方公共団体の組合、財 産区、及び地方開発事業団)をいう。
- 注3)地方公社とは、地方道路公社法に基づく道路公社、公有地の拡大の推進に関する法律に基づき都道府県が設置した「土地開発公社」、地方住宅供給公社法に基づき都道府県が設立した「住宅供給公社」をいう。
- 注4)公益法人とは、次のものをいう。
 - 一 公益法人とは、一般社団法人又は一般財団法人に関する法律に基づき設立された一般社団法人又は一般財団法人、及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律に基づき認定を受けた公益社団法人又は公益財団法人。
 - 二 旧民法第34条の規定により設立された社団法人又は財団法人であって、平成20年12月1日現在、現に存する法人であって、新制度の移行の登記をしていない法人(特例社団法人又は特例財団法人)。
- 注 5) 大規模な土木工事を行う公益民間企業とは、鉄道会社、空港会社、道 路会社、電力会社、ガス会社、石油備蓄会社、電気通信会社をいう。
- 注 6) 発注者支援業務とは、積算技術業務、技術審査業務及び工事監督支援 業務等に該当する業務をいう。なお、業務内容については別紙-2を 参照すること。
- 注7)公物管理補助業務とは、河川巡視支援業務、河川許認可審査支援業務、堰·排水機場等管理支援業務、道路巡回業務及び道路許認可審査·適正 化指導業務等に該当する業務をいう。なお、業務内容については別紙 -2を参照すること。
- (6) 配置予定管理技術者の手持ち業務に関する要件

1) 平成 23 年 4 月 7 日現在のの全ての手持ち業務の契約金額合計が4億円未満かつ手持ち業務の件数が10件未満である者であること。

ただし、平成 23 年 4 月 7 日現在の手持ち業務のうち、国土交通省の所管に係る 建設コンサルタント業務等において調査基準価格を下回る金額で落札した業務がある 場合には、全ての手持ち業務の契約金額合計が 2 億円未満かつ手持ち業務の件数が 5 件未満である者でなければならない。

なお、手持ち業務とは管理技術者、担当技術者として従事している契約金額が500万円以上の業務をいう。

- 2) 本業務の履行期間中は配置管理技術者の手持ち業務量が1) に示す金額及び件数を 超えないこととし、超えた場合には、遅滞なくその旨を報告しなければならない。そ の上で、業務の履行を継続することが著しく不適当と認められる場合には、当該配置 管理技術者を、以下の①から④までのすべての要件を満たす技術者に交代させる等の 措置請求を行う場合があるほか、業務の履行を継続する場合であっても、本業務の業 務成績評定に厳格に反映させるものとする。
 - ① 当該配置管理技術者と同等の同種又は類似業務実績を有する者
 - ② 当該配置管理技術者と同等の技術者資格を有する者
 - ③ 過去4年間の地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績の平均点が当該配置管理技術者と同等以上の平均点を有する者又は過去4年間の同種業務における地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が75点以上である者
 - ④ 手持ち業務量が当該業務の入札説明書又は特記仕様書において設定している配置 予定管理技術者の手持ち業務量の制限を超えない者
- 3) 本業務の入札額が調査基準価格を下回る金額であった場合においては、配置予定管理技術者とは別に、以下の①から④までのすべての要件を満たす担当技術者を1名配置することとし、低入札価格調査時にその旨が確認できる書面として、当該業務の「予定管理技術者の経歴等」及び「予定管理技術者の同種又は類似業務の実績」記載様式を提出すること。その上で、すべての要件を満たす担当技術者を配置することが確認できない場合には、中部地方整備局競争契約入札心得第6条第9号の規定により、入札に関する条件に違反した入札として、その入札を無効とするものとする。
 - ① 配置予定管理技術者と同等の同種又は類似業務実績を有する者
 - ② 配置予定管理技術者と同等の技術者資格を有する者
 - ③ 過去4年以内の同種業務で地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が75点以上の業務における管理技術者としての経験を有し、過去4年間の地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく技術者成績の平均点が75点以上である者
 - ④ 手持ち業務量が当該業務の入札説明書又は特記仕様書において設定している配置 予定管理技術者の手持ち業務量の制限を超えない者

(7) 技術提案書に関する要件

- 1)入札参加希望者は、次の事項について技術提案書を提出すること。
 - ①実施方針
 - ②業務実施体制
 - ③特定テーマ

本業務において技術提案を求める特定テーマは、以下に示す事項である。 ア)浄化施設の効率的な運転方法を検討するにあたっての留意点について

(8)業務実施体制に関する要件

競争参加資格確認申請書等に示される業務実施体制に関し、次の事項に該当しないこと。

- ・再委託の内容が主たる業務の場合。
- ・業務の分担構成が、不明確又は不自然な場合。

(9) 競争参加資格を与えない要件

技術提案書に記載内容が次の項目に該当し、業務が適切に履行できないと判断される 場合は競争参加資格を与えない。

- ①技術提案の提出が無い場合や内容が殆ど記載されておらず、提案内容が判断できない場合。
- (10) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。 なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を 取ることは、競争契約入札心得第 4 条の 3 第 2 項の規定に抵触するものではないこと に留意すること。
 - a) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会 社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

ア 親会社と子会社の関係にある場合

イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

b) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、イについては、会社の一方が更生 会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

ア 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

イ 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

c) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記a)又はb)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

3 総合評価に関する事項

(1) 落札者の決定方法

入札参加者は、価格及び技術提案等をもって入札し、次の各要件に該当する者のうち、3 (2)総合評価の方法によって得られた数値(以下「評価値」という。)の最も高い者を落札者とする。

- ①入札価格が予決令第 79 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。なお、予定価格は、設計図書に基づき算出するものとする。
- ②上記において、評価値の最も高い者が2者以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決める。

(2)総合評価の方法

①技術提案等の内容に応じ、次の 1)、2)、3)、4)、5)の評価項目毎に評価を行い、 技術点を与える。

なお、技術点の最高得点は60点、最低点数は0点とする。

- 1) 基本事項評価(企業)
- 2) 基本事項評価(技術者)
- 3)技術提案書
- 4)技術提案に関するヒアリング
- 5)技術提案の履行確実性を評価する場合がある。
- ②価格点の評価方法は以下のとおりとする。 価格点 = 価格点の配分 × (1-入札価格/予定価格) なお、価格点の配分点は30点とする。

(3)技術提案書の評価基準等

評価項目:以下に示す項目を評価項目とする。

①基本事項評価 (企業)

業務実績、業務成績、業務拠点、企業信頼度(指名停止等の措置)

②基本事項評価(技術者)

業務実績、業務成績、技術者信頼度(優良表彰の有無)

③技術提案書

実施方針、業務実施体制、特定テーマに対する技術提案

④技術提案に関するヒアリング

技術者としての基本的な技術力、技術提案書の内容に関する知識

- ※①の項目で最大9点、②の項目で最大9点、③の項目で最大30点、④の項目で最大12点を加算点とする。
- ⑤技術提案の履行確実性に関する評価

履行確実性を評価する場合の基準は、別添資料「履行確実性の審査・評価のための 追加書類等」の3.のとおり。

4 入札手続等

(1) 担当部局

〒 500 - 8801 岐阜県岐阜市忠節町 5 - 1 中部地方整備局木曽川上流河川事務所 経理課

電 話 058-251-1322

FAX 058 - 251 - 4301

メールアドレス: keijyory@cbr.mlit.go.jp

(2) 入札説明書等(仕様書含む)の交付期間、場所及び方法

入札説明書等(仕様書含む)の交付期間:別表②のとおり。

交付場所及び方法:「電子入札システム」又は国土交通省中部地方整備局ホームページ(以下「HP」という。)に掲載した入札説明書をダウンロードすることにより交付する。

HPアドレス: http://www.cbr.mlit.go.jp

「企業と自治体」-「入札・契約情報」-「測量・建設コンサルタント等業務」-「入札公告、掲示文、入札説明書、技術資料作成要領」の順で検索のこと。

なお、申請書等の作成についての参考資料や見積りに必要な仕様書等は、「電子入札 システム」により交付する。

ただし、やむを得ない事情で、「電子入札システム」による交付を受けることができない場合は、4(1)の担当部局まで連絡し、指示に従うこと。

(3)入札参加希望者は、電子入札システムにより申請書、資料及び見積書を提出するものとし、技術提案書は、「電子メール」、「持参」又は「郵便(書留郵便に限る)又は託送 (※注1)(以下「郵送等」という。)」により提出すること。

ただし、事前に紙入札方式の承諾を得た者は、申請書、資料及び見積書を持参又は郵送等により4(1)まで提出すること。詳しい提出方法については入札説明書による。

・提出期間:以下のとおり提出期間が異なるため、注意すること。

様式1~7及び見積書 別表②1)のとおり

様式8~11 別表②2)のとおり

※ 注1 「託送」とは…民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律 第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定 信書便事業者による同条第2項に規定する信書便で書留郵便と同等のものとする。

- (4)入札、開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法
 - ①入札書の受付期間 別表④のとおり。
 - ②入札書の提出方法

入札書は電子入札システムにより提出すること。ただし、事前に紙入札方式の承

諾を得た者は、紙により4(1)まで持参又は郵送等すること。

③開札の日時及び場所 別表⑤のとおり。

5 その他

- (1) 本入札に係る落札及び契約締結の条件は、当該業務に係る平成23年度本予算が成立 し、予算示達がなされ、かつ平成23・24年度の土木関係建設コンサルタント業務の 一般競争(指名競争)参加資格を受けた場合とする。
- (2) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3)入札保証金及び契約保証金
 - ①入札保証金 免除
 - ②契約保証金 免除
- (4)入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者が行った入札、競争参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

- (5) 落札者の決定方法
 - 3(1)に記したとおりとする。

ただし、落札者となるべき者により当該契約の内容に適合した履行がされないお それがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩 序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定 価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最も評価値が高い者を落 札者とすることがある。

- (6) 契約書作成の要否 要。
- (7) 関連情報を入手するための照会窓口 4(1)に同じ。
- (8) 競争参加資格確認申請書等に対する留意事項

競争参加資格確認申請書等の提出がない場合又は2(10)の場合を除き他の入札参加者と本件業務について相談等を行い作成されたと認められる場合など競争参加資格確認申請書等の記載内容が適正と認められない場合は入札に参加できない。

- (9) 履行確実性を評価するために、技術提案に関するヒアリングとは別に、履行確実性に 関するヒアリングを実施するとともに、技術提案書とは別に追加資料の提出を求める場合がある(入札説明書参照)。
- (10) 詳細については、入札説明書による。

別表

1	競争参加資格確認通知の日	平成 23 年 5 月 11 日
2	入札説明書等(仕様書含む)	平成 23 年 4月 8日から
	の交付期間	平成 23 年 5月 17 日まで
3	申請書等の提出期間	1)様式1~7及び見積書
		平成 23 年 4月 8日から平成 23 年 4月 15日までの
		10 時 00 分から 16 時 00 分まで
		(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
		2)様式8~11
		平成 23 年 4 月 8 日から平成 23 年 5 月 9 日までの
		10 時 00 分から 16 時 00 分まで
		(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
4	入札書の受付期間	平成 23 年 5月 17 日 10 時 00 分から
		平成 23 年 5月 18 日 16 時 00 分まで
		(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
(5)	開札の日時及び場所	平成 23 年 5 月 19 日 10 時 00 分
		木曽川上流河川事務所経理課